

新潟県就学援助費（医療費・学校給食費）支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、義務教育の円滑な実施及び教育の機会均等に寄与することを目的とし、経済的な理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）に対して、就学に必要な経費のうち医療費及び学校給食費について予算の範囲内において援助するため、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 就学援助の対象者は、次の各号の保護者のうち、新潟県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が次項の各号に該当するか否かについて審査し、認定した者をいう。

（1） 医療費

県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）並びに県立特別支援学校の小学部及び中学部（以下「特別支援学校」という。）の児童又は生徒

（2） 学校給食費

中学校等の生徒

2 就学援助の認定基準は以下のとおりとする。

（1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

（2） 前年度又は当年度において、次のア～ケのいずれかの措置を受けた者又はコに該当する者で、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者（以下「準要保護者」という。）

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免

オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免

カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免

キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給

ケ 生活福祉資金貸付制度による貸付

コ 前ア～ケ以外で、経済的に援助が必要と認められる者

(援助対象経費等)

第3条 援助対象経費等は別表1に定めるとおりとする。

(申請書及び個人番号の届出)

第4条 就学援助費申請書(以下「申請書」という。)は様式1のとおりとする。

2 第2条第2項における認定基準のうち、第1号、第2号ア及びコの基準に該当する保護者は申請書に個人番号提供届兼同意書(様式1-2)を添えて校長に提出するものとする。

3 第2条第2項における認定基準のうち、前項に掲げる以外の基準に該当する保護者は申請書に別表2に掲げる証明書類を添えて校長に提出するものとする。

4 教育委員会による審査の結果認定され、医療費の援助を受けようとする者は個人番号提供届(様式1-3)を提出しなければならない。ただし、第2項に基づき個人番号提供届兼同意書を提出している者についてはこの限りではない。

(就学援助の期間)

第5条 就学援助の期間は、校長報告日の属する月の初日から当該年度の最終月の末日までとする。ただし、当該年度途中で中等教育学校又は特別支援学校に在学することとなった場合は、校長報告日の属する月の初日又は転入日のいずれか遅い日からとする。

(事務の委任)

第6条 就学援助費の支給を受けようとするときは、請求、受領及び返納に関する事務を校長に委任し、校長から支給を受けるものとする。この場合、委任状(様式2)を校長にあらかじめ提出しておかなければならない。

(状況変更等の届出)

第7条 申請内容に変更が生じたときは、就学援助費申請事項変更届(様式3)により、速やかに校長に届け出なければならない。

(認定の取消)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条各号に規定する認定要件に該当しなくなったとき
- (2) 新潟県立学校以外の学校へ転校したとき
- (3) 不正な手段により認定を受けたとき

(返還)

第9条 就学援助費の過誤払いが生じたときは、所定の金額を返還させるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。